

- 木造住宅の耐震診断を支援します。



木造住宅耐震診断士派遣事業の概要

1 事業対象の木造住宅 (全てに該当することが必要です。)

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けていること。
- 所有者が居住する一戸建て住宅であること。
- 階層が2階以下で、延べ床面積が30㎡以上であること。
- 併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上あること。
- 枠組壁構法、木質プレハブ構法、丸太組構法等以外の構法によるもの。
- 今までに、市が派遣する耐震診断士による耐震診断を受けていないこと。
- 申請人、及びその世帯員の全てが市税等を滞納していないこと。

耐震診断士を派遣し、住宅の耐震診断を行う事業です。

2 派遣する耐震診断士

茨城県木造住宅耐震診断士認定者名簿に登録された「耐震診断士」を派遣いたします。

3 耐震診断の方法

- (1) 名称…一般診断法
- (2) 診断の目的…診断の主な目的は、『耐震補強の必要性の有無』を判定することです。
大地震動(震度6程度)での建物倒壊の可能性について調査します。
- (3) 診断の方法…地盤、基礎、上部構造を調査する方法で、内外装材を剥がしたりはしません。
- (4) 診断結果の内容
 - ア 地盤…地盤の状態やその対策、注意事項等についてお知らせします。
 - イ 基礎…基礎構造別に、地震時の被害予想や上部構造への影響等についてお知らせします。
 - ウ 上部構造…上部構造評点及び判定(下表参照)に関する内容をお知らせします。

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない。
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない。
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある。
0.7未満	倒壊する可能性が高い。



木造住宅耐震診断士派遣事業 事業申込みから診断結果報告までの主な流れ

派遣事業の申込み

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、お申込みください。

お申込みの際は、住宅の建築時期が確認できる書類(建築確認済証等)を申込書に添付してください。

なお、東日本大震災により被災された住宅(被災者生活再建支援制度による被災度判定区分調査において全壊、大規模半壊、半壊と判定された住宅)は、事業対象外です。

派遣決定

派遣不決定

派遣決定内容の変更

派遣辞退

派遣決定取消し

費用自己負担額
1件当たり2,000円納入

耐震診断士の派遣

派遣予定件数:建設課まで
お問合せください。

結果報告

連絡先

下妻市役所 建設課建築係
〒304-8501 下妻市本城町2丁目22番地
TEL : 0296-45-8127
FAX : 0296-43-2945